

令和2年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の主な改正内容

項目	改正内容	改正理由
第3条（補助対象事業）第1項	従前の補助対象事業を「（1）一般事業」とし、新たに「（2）ステップアップ事業」を追加。	
第3条（補助対象事業）第2項	<p>新設する「ステップアップ事業」について、補助の対象とならないものを次のように規定。</p> <p>「ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業」 「イ 補助金により実施しようとする研修、勉強会、企画の内容が翌年度の一般事業への応募につながるということが明らかである事業」 「ウ これまでにステップアップ事業で2回採択されている補助事業者から申請された事業」</p>	申請団体が固定化し、事業内容にも新規性が欠けてきていること、また、新規団体による申請内容が採択実績のある団体と比べて十分な検討がされていない印象を受けることから、事業の立ち上げ段階の支援をするメニューを新設することで、新規に環境づくりに取り組む団体の育成を図るもの
第5条（補助対象経費、補助率及び補助限度額）	<p>「（3）補助限度額」において、新設する「ステップアップ事業」の限度額を次のように規定。</p> <p>「1 団体当たりの補助限度額は、20万円を上限とする。」と規定。</p>	
第1号様式	「事業内容」の記入表を「一般事業」と「ステップアップ事業」とで別のものとし、「ステップアップ事業」の記入表については、「来年度に予定している取組内容」を記入する欄を設けた。	実施しようとする研修、勉強会、企画の内容が翌年度の一般事業への応募につながるものであるかどうかを確認するため。
第5号様式	様式として「消費税仕入控除税額等に係る届出書」を追加。	実績報告書へ添付することとしていた「消費税仕入控除税額等報告書の対象にならない団体についてはその旨を記載した資料」について、様式を設けていなかったため。